

業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局では、「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております（別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

内部事務のセンター化実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署への送信をお願いいたします。
 - 書面により提出する場合は、別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」の対象署に対応する業務センターへの郵送をお願いいたします。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○令和 8 年 7 月 10 日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

	都道府県	業務センターの現名称 (令和 8 年 4 月現在)	業務センターの新名称 (令和 8 年 7 月 10 日以降)	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※下記郵送先住所は、令和 8 年 4 月現在の郵送先であるため、同年 7 月 10 日以降の郵送先住所は、同年 7 月 1 日以降の国税庁ホームページをご確認ください。	内務事務のセンター化の対象署	
					令和 8 年 4 月現在	令和 8 年 7 月 10 日以降
東京国税局	東京都	東京国税局業務センター	東京国税局 東京上野業務センター	〒110-8655 台東区池之端 1 丁目 2 番 22 号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター	小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、江戸川北、江戸川南	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所 向島、 江東西、江東東 、江戸川北、江戸川南
		東京国税局業務センター 江東東分室	<u>(東京国税局 東京上野業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月 10 日、東京国税局東京上野業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局東京上野業務センターとなります。 〒136-8506 江東区亀戸 2 丁目 17 番 8 号 東京国税局業務センター江東東分室	江東西、江東東	—
		東京国税局業務センター 大手町分室	東京国税局 大手町業務センター	〒100-8156 千代田区大手町 1 丁目 3 番 3 号 大手町合同庁舎 3 号館 東京国税局業務センター大手町分室	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、大森 雪谷、蒲田、中野、杉並、荻窪、王子、板橋、練馬東、練馬西	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、 品川 、四谷、新宿 荏原、目黒 、大森、雪谷、蒲田、 世田谷、北沢、玉川、渋谷 、中野 杉並、荻窪、 豊島 、王子、板橋、練馬東、練馬西、 立川、東村山
		東京国税局業務センター 渋谷分室	<u>(東京国税局 大手町業務センターに統合)</u>	令和 8 年 7 月 10 日、東京国税局大手町業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。 〒150-8060 渋谷区宇田川町 1 番 10 号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室	渋谷	—
		東京国税局業務センター 葛飾分室	東京国税局 葛飾業務センター	〒124-8705 葛飾区立石 8 丁目 31 番 6 号 東京国税局業務センター葛飾分室	荒川、足立、西新井、葛飾	荒川、足立、西新井、葛飾
		東京国税局業務センター 武蔵府中分室	東京国税局 武蔵府中業務センター	〒183-8510 府中市本町 4 丁目 2 番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室	八王子、青梅、武蔵府中、町田、日野	八王子、 武蔵野 、青梅、武蔵府中 町田、日野、 緑、相模原、厚木、大和
	山梨県	東京国税局業務センター 甲府分室	東京国税局 甲府業務センター	〒400-8541 甲府市丸の内 1 丁目 1 番 18 号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室	甲府、山梨、大月、鯉沢	甲府、山梨、大月、鯉沢
	神奈川県	東京国税局業務センター 横浜南分室	東京国税局 横浜南業務センター	〒236-8551 横浜市中区金沢区並木 3 丁目 2 番 9 号 東京国税局業務センター横浜南分室	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、戸塚	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、 神奈川 、戸塚、 横須賀
		東京国税局業務センター 川崎南分室	東京国税局 川崎南業務センター	〒210-8606 川崎市川崎区榎町 3 番 18 東京国税局業務センター川崎南分室	川崎南、川崎北、川崎西	川崎南、川崎北、川崎西
		東京国税局業務センター 平塚分室	東京国税局 平塚業務センター	〒254-8534 平塚市浅間町 9 番 1 号 東京国税局業務センター平塚分室	平塚、鎌倉、藤沢、小田原	平塚、鎌倉、藤沢、小田原
	千葉県	東京国税局業務センター 千葉西分室	東京国税局 千葉西業務センター	〒262-8507 千葉市花見川区武石町 1 丁目 520 番地 東京国税局業務センター千葉西分室	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、佐原、茂原、成田、東金	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、 松戸 、佐原、茂原、成田、東金、 柏

※ 下線太字は、令和 8 年 7 月 10 日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。